

労働者の皆さん！

職場におけるセクシュアルハラスメント でお困りではありませんか？

岩手労働局がセクシュアルハラスメントを解決するお手伝いをします！

セクシュアルハラスメントの被害にあったら…

- ★不快と感じる性的言動を受けたときは、拒絶の意志を表明しましょう。
- ★会社の相談窓口や信頼できる上司に相談し、会社の対応を求めましょう。
- ★会社に対応してもらえないときや、社外で相談したいときは雇用均等室へ。

均等室職員による相談

日時：月～金曜日 8:30～17:15

場所：岩手労働局 雇用均等室

盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館1階

対象：職場におけるセクシュアルハラスメントでお困りの
男女労働者の方

相談方法：電話または面接にて相談をお受けします。

セクシュアルハラスメントカウンセラーによる相談

日時・場所：ご相談に応じます(要予約)。

対象：職場におけるセクシュアルハラスメントで悩み、
カウンセリングを希望する方

相談方法：原則として面接にて相談をお受けします
(秘密厳守)。

夜間・土曜日は「仕事応援ダイヤル」(全国社会保険労務士会連合会)
でご相談をお受けします。

受付時間：月～金曜日 17:00～20:00

連絡先：フリーダイヤル0120-07-4864 (携帯電話不通)

0570-07-4864 (携帯電話用有料)

職場における セクシュアルハラスメントとは？

対象者は？

男女労働者

職場とは？

就労場所、取引先事務所、飲食店(宴会等を含む)、出張先、車中 etc

加害者とは？

事業主、上司、同僚、派遣先社員、取引先社員、顧客 etc

セクシュアルハラスメントとは？

(例えば)
・性的なからかい接触
・食事やデートなどの執拗な誘い
・性的な事実関係を尋ねること
・わいせつな画像で風紀を乱すこと
・セクシュアルハラスメントを拒否した労働者に不利益な取扱いをオスレ



岩手労働局 雇用均等室

TEL 019-604-3010

FAX 019-604-1535

